

佐世保工業高等専門学校校章、ロゴマーク、マスコットキャラクター及び学科カラーに関する規程

(平成31年1月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章、ロゴマーク、マスコットキャラクター及び学科カラーに関し必要な事項を定めるものとする。

(校章)

第2条 本校の校章は、別図第1のとおりとする。

(ロゴマーク)

第3条 本校のロゴマークは、別図第2の1のとおりとする。

第3条の2 本校EDGEキャリアセンターのロゴマークは、別図第2の2のとおりとする。

(マスコットキャラクター)

第4条 本校のマスコットキャラクターの基本原型は、別図第3のとおりとする。

(学科カラー)

第5条 本校の学科カラーは次の各号とする。

- 一 機械工学科 「黄」
- 二 電気電子工学科 「緑」
- 三 電子制御工学科 「えんじ」
- 四 物質工学科 「白」

(使用者)

第6条 本校の校章、ロゴマーク、マスコットキャラクター（以下「校章等」という。）を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員又は学生（以下「職員等」という。以下同じ。）
- 三 職員等が結成する団体
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の支援団体（佐世保工業高等専門学校後援会、佐世保工業高等専門学校同窓会を含む。）
- 六 独立行政法人国立高等専門学校機構
- 七 その他本校が校章等の使用を認めた団体等

(使用範囲)

第7条 校章等の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の旗等の正規装飾品
- 二 本校が発行する印刷物（ホームページを含む。）
- 三 本校が作成する封筒等（本校の業務で使用するものに限る）
- 四 本校の職員等が研究、教育及び広報活動に関連して使用するもの

五 本校の職員等の名刺

六 その他校長が適当と認め、許可したもの

(使用者の遵守事項)

第8条 校章等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 校章等の形状は、改変してはならない。ただし、校章等に本校名称等を組み合わせて用いることができる。

二 校章等の色は、別図で定める色とする。ただし、用途により、これ以外の色を使用することができる。

三 校章等の使用に当たっては、本校の品位及び尊厳を損なうことがあってはならない。

(申請及び担当課)

第9条 校章等を使用しようとする者は、所定の申請書(別紙様式1)を総務課総務企画係へ提出して、校長の許可(別紙様式2)を得なければならない。

2 前項にかかわらず、第7条第1項第一号から第五号に該当する場合は、手続きを要しない。

3 第1項の使用申請及び許可業務並びに校章等の使用に関する事務は、総務課総務企画係において処理する。

(第三者使用の禁止)

第10条 校章等を使用する者は、本校の同意なしに第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 校長は、当該校章等の使用目的又は使用方法等が適当でないと認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

附 則

この規程は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月14日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則(令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。